

## 石岡市ブランドメッセージロゴマーク取扱要綱

(令和5年6月1日石岡市告示第489号)

(趣旨)

第1条 この告示は、石岡市ブランドメッセージロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの権利等)

第2条 ロゴマークは、別表に掲げるものをいう。

2 ロゴマークに関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条に規定する複製権、第23条に規定する公衆送信権等、第26条の2に規定する譲渡権、第26条の3に規定する貸与権、第27条に規定する翻訳権・翻案権等及び第28条に規定する二次的著作物の利用に関する原著作権者の権利をいう。）は、市に帰属する。

(使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、石岡市ブランドメッセージロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に次の各号の書面等を添付して市長に提出し、その承認を得るものとする。

- (1) 企画書（事業の内容及びデザイン、イメージ図等使用方法が分かるもの）
- (2) 申請者の概要が分かる書面

2 市長は、前項の規定による申請について必要があるときは、申請者に対して書類の修正又は追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長の承認を要しない。

- (1) 市が使用するとき。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 国又は他の地方公共団体が使用するとき。
- (5) 市内の町内会、自治会等の住民組織が、地域への奉仕活動又は地域活性化につながる活動において使用するとき。
- (6) 個人が非営利目的で情報発信等に使用するとき。
- (7) その他市長が使用を適当と認めたとき。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反する、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 政治、思想若しくは宗教の活動に使用、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用、又は使用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 市の信用若しくは品位を傷つける、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (6) 市のブランドメッセージのイメージを損なう、又は損なうおそれがあるとき。
- (7) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。
- (8) 市のブランドメッセージロゴマークガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づいて使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- (9) その他市長が使用について不適切であると認めたとき。

2 市長は、ロゴマークの使用を承認するときは、石岡市ブランドメッセージロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認に際し、条件を付することができる。

4 市長は、使用を承認しないときは、石岡市ブランドメッセージロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(ロゴマーク使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(ロゴマークの使用期間)

第6条 ロゴマークの使用期間は原則として1年以内とし、次項による場合を除き石岡市ブランドメッセージロゴマーク使用承認通知書に記載されたとおりとする。

2 市長は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において、修正した使用期間は、石岡市ブランドメッセージロゴマーク使用承認通知書に記載して通知する。

3 前2項の使用期間満了後において、引き続きロゴマークを使用するときは、改めて申請を行い、使用承認を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第7条 第4条の承認を受け、ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次

の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- (2) 承認された使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ガイドラインに基づき正しく使用すること。
- (4) 知的財産権の侵害等、ロゴマークの使用に起因する問題が発生しないよう使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。

(承認内容の変更)

第8条 第4条により承認された後、使用内容を変更しようとするときは、予め石岡市ブランドメッセージロゴマーク使用内容変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を得るものとする。

2 市長は、ロゴマークの使用内容の変更を承認する場合には、石岡市ブランドメッセージロゴマーク使用内容変更承認通知書（様式第5号）により、使用者に通知するものとする。

3 市長は、ロゴマークの使用内容の変更を承認しない場合には、石岡市ブランドメッセージロゴマーク使用内容変更不承認通知書（様式第6号）により、使用者に通知するものとする。

4 使用者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(使用の報告)

第9条 第4条第2項又は第8条第2項の規定による承認を受けた営利使用者は、ロゴマークを使用したときは、石岡市ブランドメッセージロゴマーク使用報告書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 営利使用者以外の者は、報告を求められたときは、石岡市ブランドメッセージロゴマーク使用報告書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

(使用承認の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適切と認めたとき。

2 市長は前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記し

た石岡市ブランドメッセージロゴマーク使用承認取消通知書（様式第8号）により通知するとともに、その承認に係る物品の使用を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講じることができる。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認の取消しの通知があった日以後、当該承認に係るロゴマークを使用してはならない。

4 市長は、承認を得ずにロゴマークを使用している者に対し、その承認に係る物品の使用を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講じることができる。

5 市長は、承認の取消し、使用の停止等に要する物品の改修等により生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（責任の制限）

第11条 使用者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合において、市は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（補足）

第12条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

Aパターン	
Bパターン	 <p data-bbox="703 1111 1342 1155">あなたの○○があるまちいしおか</p>
Cパターン	 <p data-bbox="842 1608 1201 1715">あなたの○○が あるまちいしおか</p>

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

申請者 住所（所在地）

氏名（団体名称及び代表者職氏名）

石岡市ブランドメッセージロゴマーク使用承認申請書

石岡市ブランドメッセージロゴマーク取扱要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり使用したく申請します。

記

使用対象物品 （媒体・品名等）	
使用目的・方法 （事業概要等）	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用場所 （販売・頒布場所等）	
数量 （部数・個数）	
連絡先	担当部署： 担当者： 電話番号： メールアドレス：

添付書類

企画書（事業の内容及びデザイン、イメージ図等使用方法が分かるもの）

申請者の概要が分かる書面（パンフレット、登記簿謄本の写し等）

様式第2号（第4条関係）

（表面）

第 号

年 月 日

様

石岡市長

石岡市ブランドメッセージロゴマーク使用承認通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについて、石岡市ブランドメッセージロゴマーク取扱要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

使用対象物品 （媒体・品名等）	
使用目的・方法 （事業概要等）	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用場所 （販売・頒布場所等）	
数量 （部数・個数）	
使用承認番号	
使用条件	

※裏面の遵守事項を守って使用すること

(裏面)

(遵守事項)

- (1) 承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- (2) 承認された使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ガイドラインに基づき正しく使用すること。
- (4) 知的財産権の侵害等，ロゴマークの使用に起因する問題が発生しないよう使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。

(注意事項)

- (1) 提出した申請書の内容に変更が生じた場合は，石岡市ブランドメッセージロゴマーク使用変更承認申請書を提出してください。
- (2) 使用期間満了後において，引き続きロゴマークを使用するときは，改めて申請を行ってください。

様式第3号（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

石岡市長

石岡市ブランドメッセージロゴマーク使用不承認通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについて、石岡市ブランドメッセージロゴマーク取扱要綱第4条第4項の規定により、下記のとおり不承認とします。

記

使用対象物品 (媒体・品名等)	
不承認理由	

年 月 日

石岡市長 宛

申請者 住所（所在地）

氏名（団体名称及び代表者職氏名）

石岡市ブランドメッセージロゴマーク使用変更承認申請書

年 月 日付第 号で承認を受けた内容について変更したいので、石岡市ブランドメッセージロゴマーク取扱要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用承認番号	
使用対象物品 (媒体・品名等)	
変更内容	

添付書類

- (1) 変更内容がわかるもの

様式第5号（第8条関係）

（表面）

第 号

年 月 日

様

石岡市長

石岡市ブランドメッセージロゴマーク使用内容変更承認通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについて、石岡市ブランドメッセージロゴマーク取扱要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

使用承認番号	
使用対象物品 (媒体・品名等)	
変更内容	

※裏面の遵守事項を守って使用すること

(裏面)

(遵守事項)

- (1) 承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- (2) 承認された使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ガイドラインに基づき正しく使用すること。
- (4) 知的財産権の侵害等，ロゴマークの使用に起因する問題が発生しないよう使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。

(注意事項)

- (1) 提出した申請書の内容に変更が生じた場合は，石岡市ブランドメッセージロゴマーク使用変更承認申請書を提出してください。
- (2) 使用期間満了後において，引き続きロゴマークを使用するときは，改めて申請を行ってください。

様式第6号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

石岡市長

石岡市ブランドメッセージロゴマーク使用内容変更不承認通知書

年 月 日付で申請のあったこのことについて、石岡市ブランドメッセージロゴマーク取扱要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり不承認とします。

記

使用承認番号	
使用対象物品 (媒体・品名等)	
不承認理由	

年 月 日

石岡市長 宛

申請者 住所（所在地）

氏名（団体名称及び代表者職氏名）

石岡市ブランドメッセージロゴマーク使用報告書

石岡市ブランドメッセージロゴマーク取扱要綱第9条の規定により、石岡市ブランドメッセージロゴマークの使用状況を報告します。

記

※該当する項目にレ点を記入してください

使用者の区分	<input type="checkbox"/> 営利使用者 ( 年 月 日付け 第 号にて承認)  <input type="checkbox"/> 営利使用者以外
報告形態	<input type="checkbox"/> 使用状況がわかる写真等 <input type="checkbox"/> 印刷物 <input type="checkbox"/> P D F ファイル等のデータの送付 <input type="checkbox"/> 該当URL ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※上記のいずれか1つで可

様式第 8 号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

石岡市長

石岡市ブランドメッセージロゴマーク使用承認取消通知書

年 月 日付で 第 号で承認したこのことについて、石岡市ブランド  
メッセージロゴマーク取扱要綱第10条第 2 項の規定により、下記のとおり承認を取り消し  
ます。

記

使用承認番号	
取消日	
取消理由	